

南九州市 農業委員会だより

令和7年3月発行 南九州市農業委員会事務局

編集発行 南九州市農業委員会事務局
南九州市潁娃町牧之内 2830 番地
TEL 0993-36-1111
E-mail noui@city.minamikyushu.lg.jp



市ホームページ



令和7年度から農地バンクによる貸し借りは農業委員会で行います

～ 相続登記が重要ポイント ～

令和7年4月以降の農地の貸し借りの方法は、農地バンクと農地法の2つになります。

現在まで農地バンクに係る業務は、農政課で行っていましたが、令和7年4月からは農業委員会で行うことになりました。そこで、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社の職員を講師として農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局職員へ研修会を開催しました。

研修を受けまして、相続登記、所有権移転登記の必要性を再認識したところであります。令和6年4月1日から相続登記が義務化されていますので、皆さん今一度、相続登記等ご確認ください。

相続登記については、法務省ホームページ（最終ページ上部の特設QRコード参照）、農地バンクは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社「農地中間管理機構」をご覧ください。

「農業者と農業委員会の語る会」、「市長と語る会」

【農業者と農業委員会の語る会】

令和6年12月18日コミュニティセンター知覧文化会館において、知覧地域の農業委員とちらみ輝く3百認会役員との語る会が開催されました。

この取り組みは、農家の声を行政に活かそうと開かれるもので、「農地の担い手への集積」、「遊休農地の発生防止・解消」等について意見交換会を行いました。

参加者からは「厳しい農業情勢のなかでは、後継者の育成は難しい」、「小区画、農道が狭いなどの条件不利地は借手が無い」、「優良農地でも管理が行き届かずにもったいない場所もある」、「荒廃地が増えると鳥獣の住み家となる」などの意見が出されました。

厳しいなかでも、農業の魅力を少しでもアピールし、後継者や法人を含む新規参入者の増加に繋がることが望まれています。

【市長と語る会】

令和7年2月13日コミュニティセンター知覧文化会館において、市長と農業委員等が地域農業に関する意見交換会を開催しました。

当日は、市長をはじめ関係部署の課長等も同席し、農業委員会の活動である「農地の集約・集積」「遊休農地の解消」、「新規参入者の促進」などについて、日常の活動で農家から出された意見等も交えながら意見交換会を行いました。

「後継者」、「新規参入者」など新たな担い手がいらないことにより遊休農地化が進むとの事で、「南九州市の農業の魅力」を市内外にアピール出来ないものか、又、意欲ある個人・法人への農地の集約・集積を図るための基盤整備（田の畦畔除去、小規模区画整理）の考え方などの情報交換がなされました。



農業者と語る会



市長と語る会

令和7年産葉たばこ播種

南九州市葉たばこ振興会は、1月10日、1月22日に葉たばこの播種式を開き、生産者や行政、JA関係者が出席し、令和7年産の豊作を祈願しました。

播種後、約10日で発芽し、3月中旬に定植、5月上旬から7月下旬にかけて収穫します。

南九州市の令和7年度の生産農家は17戸で栽培面積約58haを予定しています。



農地の賃借料情報

農業委員会は年1回、直近の賃借料情報を提供することになっています。
今回は令和6年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業により締結された賃貸借契約に基づき、その結果をお知らせします。

賃借料は貸し手と借り手の双方でよく話し合うことが大切です！

※ 賃借料情報はあくまでも目安です。賃借料は農地の位置・面積・形状や道路等周囲の条件に応じて、貸し手と借り手の双方がよく話し合っ決めてください。

【田の部】

(単位：円／10a 当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
額娃地域	8,900	20,500	3,100	104
知覧地域	6,200	11,700	1,000	29
川辺地域	5,300	12,000	2,000	242
市平均額	6,800	—	—	—

【畑の部】 [ハウス等の施設を含む農地、茶畑を除く]

(単位：円／10a 当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
額娃地域	11,500	22,000	3,400	891
知覧地域	10,200	20,300	3,000	596
川辺地域	4,800	20,000	1,000	428
市平均額	10,100	—	—	—

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ※3 市平均額は、各地域の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。
- ※4 茶畑については、畑かん水使用料や防霜ファン施設等に係る経費、貸人植栽や借人植栽など条件が統一された情報となっておらず、ばらつきが見られましたので、集計から除いてあります。

南九州市茶業振興会が設定する標準小作料の目安を参考に貸し手と借り手の双方がよく話し合っ決めてください。

※ 農地の売買取引価格についても、農地の位置・面積・形状や道路等周囲の条件により価格が大幅に変動するため、農業委員会では取引価格を示すことはありませんのでご了承ください。

農 作 業 標 準 賃 金 表

令和7年度 農作業標準賃金を次のように定めたのでお知らせします。

◎この標準賃金はあくまでも標準的な目安となるもので、乾田、湿田や整形、不整形等のは場の条件の違いや特殊作業等については委託者、受託者双方の話し合いによって決めてください。

作業名			単位	標準賃金	摘 要
一般農作業			1 日	7,700 円以上	実働 8 時間
山林作業			1 日	8,700 円以上	実働 8 時間
ロータリー作業	田	1 回目	10 アール	7,880 円	機械、燃料とも作業者持ち
		2 回目以降		7,330 円	
		代かき		7,880 円	
	畑			5,110 円	
深耕	プラウ		10 アール	6,110 円	
	プラソイラ			5,110 円	
消毒	プラウ又はロータリー消毒		10 アール	5,660 円	機械、燃料とも作業者持ち 薬剤代は別
畦立等	畦立		10 アール	4,550 円	機械、燃料とも作業者持ち
	畦立マルチ			7,880 円	資材代、薬剤代は別。
	畦立マルチ消毒			9,550 円	甘藷マルチ同時施肥作業は 10 a あ
	マルチ(園芸作物)			6,220 円	たり 1,100 円加算する。
肥料散布			10 アール	4,550 円	肥料代は別
農薬散布	水和剤		10 アール	3,990 円	農薬代は別
	粉 剤			2,330 円	
	無人ヘリ・ドローン			2,330 円	
甘しょ収穫等	甘しょつる切り		10 アール	5,110 円	機械、燃料とも作業者持ち
	甘しょ掘り			5,110 円	
	甘しょ掘り (自走式ハーベスタ)			17,330 円	機械、燃料とも作業者持ち 運転者 1 人込み
田 植 え			10 アール	7,880 円	機械、燃料とも作業者持ち
コンバイン	水 稲			17,880 円	資材代は別
	大豆・そば			8,440 円	コンバイン作業は刈り取りのみと し、運搬、乾燥料金は含まない。
水田畦塗り			1m	83 円	機械、燃料とも作業者持ち
草 払 い			1 時間	1,310 円	機械、燃料とも作業者持ち

※上記作業料金には、10%の消費税が加算されています。

- ◎ 茶・菓子・昼食・夕食などの賄いは提供しないこととしています。
- ◎ 10 アール未満または形状の悪いほ場は、各作業とも整備地区、未整備地区にかかわらず作業料金を加算してください。また、ほ場までの距離によっても加算する場合があります。
- ◎ コンバイン刈りで、稲の倒伏や雑草等で作業に支障のある場合、作業料金を加算してください。
- ◎ 草丈の繁茂状況により作業賃金は当事者間で協議してください。
(基準は、平坦地で、草丈が膝辺りまでを標準としています。)
- ◎ 一般農作業の標準賃金は、鹿児島県最低賃金を下回らないように設定していますが、年度途中で県最低賃金を下回った場合は、県最低賃金の額以上とします。

鹿児島県農業会議会長表彰

令和6年度の鹿児島県農業委員会大会において仁田尾 三男委員が鹿児島県農業会議会長表彰（委員15年以上）を受けられました。

大会については令和6年8月27日に開催予定でしたが、台風の影響で中止となり、鹿児島県農業会議会長に代わりまして本木下南九州市農業委員会会長が伝達いたしました。

同氏は、平成20年7月20日から平成29年7月19日まで農業委員、平成29年7月31日から現在も農地利用最適化推進委員として知覧地域を担当し活躍されています。



南薩地域農業委員等研修会

令和7年2月13日に南薩地域農業委員等研修会が、南九州市コミュニティセンター知覧文化会館で開催されました。この研修会は、南薩地域4市の農業委員、農地利用最適化推進委員や事務局職員ら約110名が参加しました。

この研修会では、「農業委員等永年勤続表彰」や「農業委員等を巡る最近の情勢及び地域計画策定後の農業委員等の役割」、「枕崎市田布川地区における最適化土地利用の取組について」の事例発表等が行われました。

農業委員等永年勤続表彰では、本市の東垂水 勝秀委員、永山 明美委員、吉崎 久男委員の3名が永年勤続表彰（10年以上）を受けられました。3名とも平成26年7月20日から現在も農業委員として各地域で活躍されています。



農地の無断転用は違反です！

農地転用とは、「農地」を「農地以外」にすることをいいます。

例えば、農地（畑や田んぼ）に、・建物（住宅・倉庫など）を建てる・

太陽光発電設備を設置する・駐車場や資材置場にするなど、**農地の用途を変更**することです。

農地転用する場合は、**事前に農地法の許可が必要**ですので、農業委員会へ相談ください。

手続きをせずに無断で転用すると・・・

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。



農地を相続したら、法務局での登記と農業委員会への届出をしましょう！

農地だけでなく所有者不明の土地全般において、管理されず放置され隣接する土地への悪影響等が発生し、さまざまな問題が生じています。高齢化の進展による相続機会の増加等により、今後ますます深刻化するおそれがあるため、令和6年4月1日から「相続登記の申請が義務化」されていますので、注意してください。

また、農地を相続したときは、農業委員会への届出も義務付けられていますので、忘れずに農業委員会にも届出をしましょう！



↑
法務省ホームページ
「相続登記の申請義務化特設ページ」

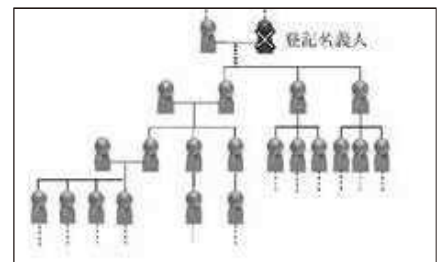


所有者不明農地の問題点

農地の所有者（登記名義人）が死亡した際に、登記をそのままにしておくと、相続人全員の共有となり、その後、相続が繰り返され、共有者がねずみ算式に増えていきます。

このことにより、以下の問題が生じています。

- 農地が管理されないことにより、周辺農地に悪影響が発生。
- 売りたいくても農地の売買が出来ない。
- 貸したいくても農地の貸借が原則できない。
- 相続人から同意を取る方法でも、多くの時間や費用が必要。



農地を相続したら「相続登記」をしましょう。

農業者年金に加入しませんか！！



通常加入要件は①60歳未満、②国民年金第1号被保険者、③年間60日以上農業に従事です。

●保険料は2万円から6万7千円まで加入者が自由に選択できます。（いつでも見直しできます。）

※詳しくは、農業委員会事務局または最寄りのJAまで

読んでみませんか！！

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



◆発行／月4回金曜日

◆購読料／月額700円（消費税込み）

購読のお申し込みは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会へお気軽に連絡ください。